

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		文化会館及び敷地内における販売行為等の承認
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例第17条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市文化会館条例第17条 栃木市文化会館条例施行規則第14条第6項
	参考事項	栃木市文化会館共通事務に関する内規
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年3月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 販売行為の禁止 (栃木市文化会館条例第17条)</p> <p>会館及び敷地内において販売行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 遵守事項 (栃木市文化会館条例施行規則第14条第6項)</p> <p>許可を受けないで栃木市文化会館内外での物品展示、販売、寄附金の募集などの行為を行わないこと。</p> <p>3 興行等に伴う物品販売について (栃木市文化会館共通事務に関する内規第5条)</p> <p>栃木市文化会館条例第17条に「販売行為の禁止」があるが、下記条件の手続きをし、教育委員会の承認を受けた場合はこのかぎりではない。</p> <p>(1) 申請</p> <p>主催者が催事に関する商品の販売を申し出た時は、事前に物品販売行為許可申請書(別記様式第3号)により申請するものとする。</p> <p>(2) 承認</p> <p>物品販売を承認するときは、物品販売行為承認書(別記様式第4号)を交付する。</p> <p>なお、文化事業団体、社会教育関係団体、学校教育関係団体及び社会福祉関係団体の申請は文化会館の設置目的(市民の芸術文化の振興及び福祉の増進を図る)より認められるが、企業の販売行為等は営利目的に直結するため認めないものとする。</p> <p>(3) 精算</p> <p>物品販売をした者は、物品販売精算書(別記様式第5号)により売上金額の10</p>	

0分の10を納付するものとする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

4 寄附金等の募集について（栃木市文化会館共通事務に関する内規第6条）

栃木市文化会館条例施行規則第14条第6項に「寄附金の募集などの行為を行わないこと」があるが、下記条件の手続きをし、教育委員会の承認を受けた場合はこのかぎりではない。

(1) 申請

主催者が寄附金の募集を申し出た時は、事前に教育委員会あて寄附金等募集行為承認申請書（別記様式第6号）により申請するものとする。